

一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 カード利用規程

規程第4号
2020年7月21日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会（以下「この法人」という。）におけるカードの利用について必要な事項を定め、法人カードの適正な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、この法人とクレジットカードの利用に関する契約を締結した者(以下「カード会社」という。)が発行するクレジットカードで、この法人が負担すべき経費の支払をすることができるクレジットカード(以下「カード」という。)をいう。

(カードの利用)

第3条 この法人は、この法人の業務の遂行上必要な経費(この法人が負担すべき経費に限る。)の支払をする場合において、クレジットカードを利用する方法によらなければ支払ができない物品の購入、役務の提供等の支払をするときその他会長がカードの利用を認めたときには、次条に規定する者に、当該者に配分された予算の範囲内でカードを利用させることができる。

2 カードを利用する者(以下「利用者」という。)は、カードの利用限度額(1月につき利用することができる上限の額をいう。次項において同じ。)の範囲内で利用することができる。

3 前項のカードの利用限度額は、1月につき 10万円とする。ただし、利用者から利用限度額の増額の申出があった場合において、会長が必要と認めた場合には、当該利用限度額の増額をすることができる。

(利用者の資格)

第4条 カードを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) この法人の経理責任者
- (2) その他会長が認めた者

(管理責任者)

第5条 この法人に、カードの適正な利用について管理させるため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、事務局員をもって充てる。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、この規程、カード会社が定める規約等を遵守し、カードを適正に利用するとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(精算手続)

第7条 利用者は、カードを利用したときは、速やかにカード利用伝票作成の上、理事から決済を受領し、期日に精算しなければならない。

(カードの不適切利用)

第8条 カードの利用に際し、私費で負担すべきものに利用した場合には、これを不適切利用とする。

(不適切利用に対する措置)

第9条 管理責任者は、前条の不適切利用があった場合には、直ちにその内容、利用者の氏名、所属等を会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の規定による報告を受け、利用の停止等の措置を講ずる必要があると認めた場合には、その内容を当該利用者に文書で通知するものとする。

3 管理責任者は、前項の措置を受けた利用者のカードを直ちに回収し、カード会社に返却するものとする。

(カードの不正利用)

第10条 カードの利用に際し、次に該当する場合には、これを不正利用とする。

(1) 利用者に配分された予算額を超えて利用した場合

(2) カードを他人に利用させた場合

(3) この規程、カード会社が定める規約等に違反して利用した場合

(不正利用に対する措置)

第11条 管理責任者は、前条各号に掲げる不正利用があったものと思料する場合には、直ちにその内容、利用者の氏名、所属等を会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の規定による報告を受け、利用者の不正利用を認めた場合には、次のいずれかの措置を講ずるとともに、当該措置の内容を当該利用者に文書で通知するものとする。

(1) 利用の取消し

(2) 利用の停止

3 管理責任者は、前項第1号の措置を受けた利用者のカードを、直ちに回収し、カード会社に返却するものとする。

(不正利用に係る弁済)

第12条 この法人は、第10条各号に掲げる不正利用があった場合において、利用者が負担すべき金額をこの法人が負担した場合には、当該利用者に対し、当該利用者が負担すべき金額を弁済させるものとする。

(カードの紛失等)

第13条 カードの紛失(盗難に遭うことを含む。), 詐欺又は横領により、他人に不正に利用された場合には、その利用金額の全額について、利用者はその支払の責を負うもの

とする。ただし、利用者が直ちに次に掲げる措置をとった場合には、カード会社が補填する範囲内において、その責を免れることができる。

- (1) カード会社への連絡及び書面による届出
 - (2) 最寄りの警察署への届出
 - (3) 管理責任者への連絡
- (カードの返却)

第 14 条 利用者は、次に掲げる場合には、カードを管理責任者を經由してカード会社に返却するものとする。

- (1) 第 4 条に規定するカードを利用することができる者に該当しなくなった場合
 - (2) 出向を命ぜられた場合
 - (3) 本学又はカード会社からカードの返却の請求があった場合
- (雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2020 年 7 月 21 日から施行する。